

令和6年度弘前市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市内に存する木造住宅の所有者等が当該住宅の耐震診断を実施するにあたり、弘前市が令和6年度予算の範囲内において、耐震診断員を派遣し、診断を行うことにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。なお、この事業の実施については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価すること（青森県木造住宅耐震診断シート等によるもの）をいう。
- (2) 耐震診断員 青森県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者をいう。
- (3) 派遣対象者 第3条第1項各号に該当する住宅の所有者等（法人を除く。所有者又はその親族であって、過去に弘前市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱に基づく耐震診断を受けた実績がない者をいう。）で、第5条第1項の規定による派遣の決定を受けた者をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、弘前市内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、昭和56年6月1日以降増築若しくは改築（以下「増改築等」という。）が施されていないもの又は増改築等を施した際に昭和56年5月31日以前に建築された部分が既存不適格建築物の増改築等に係る緩和措置を受けているものであること。
- (2) 一戸建ての住宅（住宅以外の部分がある場合は、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつ住宅以外の用に供する部分の床面積が50平方メートル以下であるものに限る。）で地上階数が2以下のものであること。
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4) 原則として、延べ面積が200平方メートル以下であること。ただし、200平方メートルを超える場合であっても、400平方メートルを上限とし派遣対象者負担の増額により対応することができる。
- (5) 過去に、弘前市木造住宅耐震診断支援事業実施要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。

(申し込み手続き)

第4条 この要綱に基づき耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者等（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち1人をいう。）は、構造的に独

立した棟毎に、令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断員派遣申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申し込むものとする。

- (1) 建築確認年又は建築竣工年が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 建築確認通知書または完了検査済証の写し
 - イ 登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書
 - ウ その他昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたことが確認できるもの
- (2) 増改築等された際に昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された部分が既存不適格建築物の増改築等に係る緩和措置を受けているものであることが確認できるもの（増改築等されている場合に限る。）
- (3) 固定資産税納税通知書（固定資産税課税明細書を含む。）又は建物登記全部事項証明書の写し等対象住宅の所有者が確認できる書類
- (4) 案内図、各階平面図（建築確認申請図面等があればその写し）
- (5) 2 面以上の外観写真
- (6) 申込者の住所及び氏名等を確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の写し等）
- (7) 戸籍全部事項証明書又は個人事項証明書等所有者と親族であることが確認できる書類（申込者が所有者の親族である場合に限る。）
- (8) 耐震診断員派遣同意書（様式第 2 号）（対象住宅に申込者以外の者が居住し、申込者が居住していない場合に限る。）

2 前項の申込書の受付期間は、令和 6 年 6 月 3 日から令和 6 年 11 月 29 日までとし、令和 6 年度予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。ただし、同一申込者による複数の申込は受け付けないものとする。

（派遣の決定）

第 5 条 市長は、前条の申込内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、その旨を令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（様式第 3 号）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができるものとする。

3 市長は、審査の結果、対象住宅に該当しないときは、その旨を令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書（様式第 4 号）により当該申込者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第 6 条 派遣対象者は、前条第 1 項の規定による令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受けた後において、耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断員派遣辞退届（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取り消し）

第 7 条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条第 1 項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書（様式第 6 号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣に要する費用）

第 8 条 耐震診断員の派遣に要する費用のうち、市長は消費税及び地方消費税相当額を含め 136,000 円を上限として負担し、派遣対象者は別表に定める「派遣対象者負担額」欄の金額を負担するものとする。

2 派遣対象者は第 5 条第 1 項の規定による令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受領した後、前項に規定される派遣費用を耐震診断員派遣前までに市長へ支払うものとする。

（業務の委託）

第 9 条 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

2 この要綱に基づき当該事業に関する業務を委託できる事業者は、耐震診断員を有する建築士法第 23 条の規定に基づく登録をした建築士事務所とする。

（診断結果の通知）

第 10 条 耐震診断の結果については、令和 6 年度弘前市木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書（様式第 7 号）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第 11 条 市長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。

（耐震診断員等の責務）

第 12 条 耐震診断員及び当該業務の関係者（以下「耐震診断員等」という。）は、当該耐震診断に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等の実施に関し、派遣対象者から金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (3) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと。

（補則）

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	延べ面積 (1棟あたり)	派遣費用 総 額	公的負担 限 度 額	派遣対象者 負 担 額
耐震診断	200㎡以下	147,000円	136,000円	11,000円
耐震診断	200㎡を超え 250㎡以下	168,000円	136,000円	32,000円
耐震診断	250㎡を超え 300㎡以下	189,000円	136,000円	53,000円
耐震診断	300㎡を超え 350㎡以下	211,000円	136,000円	75,000円
耐震診断	350㎡を超え 400㎡以下	232,000円	136,000円	96,000円

※ 上記金額は、すべて消費税及び地方消費税相当額を含む。